相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府岸和田市真上町三二四番地一〇、最後の住所大阪府岸和田市真上町三二四番地の一〇　被相続人　亡　山野　要

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十三日

大阪府堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階

相続財産管理人　小林　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県鳴門市瀬戸町明神字下本城一一二番地、最後の住所大阪府門真市石原町二番一七号　被相続人　亡　藤江　美廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十三日

大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館九階

相続財産管理人弁護士　入江　教之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県境港市日ノ出町二三番地、最後の住所大阪府門真市大字三ツ島四二六番地の一　被相続人　亡　由木　菊代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十三日

堺市堺区中瓦町一丁四番二二号大阪信金ビル三階　相続財産管理人　内藤　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県武庫郡良元村小林一〇五番屋敷、最後の住所兵庫県武庫郡良元村之内小林村一〇五番邸　被相続人　亡　木本　捨吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十三日

兵庫県洲本市金屋一一八〇番地一五

相続財産管理人　司法書士　山下　富弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県南あわじ市福良乙七七五番地一、最後の住所兵庫県三木市緑が丘町東三丁目一三番地の一八　被相続人　亡　板東　新平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十三日

兵庫県洲本市金屋一一八〇番地一五

相続財産管理人　司法書士　山下　富弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県南あわじ市福良乙七七五番地一、最後の住所兵庫県三原郡南淡町福良乙七七五番地一　被相続人　亡　板東　唯夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十三日

大阪市北区西天満三丁目一二番二号ユニ老松ビル三〇三号　村川綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村川　昌弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県南あわじ市福良乙七七五番地一、最後の住所兵庫県三原郡南淡町福良乙七七五番地一　被相続人　亡　板東　唯夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十三日

兵庫県洲本市金屋一一八〇番地一五

相続財産管理人　司法書士　山下　富弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県南あわじ市福良乙七七五番地一、最後の住所兵庫県三木市緑が丘町東三丁目一三番地の一八　被相続人　亡　板東　新平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十三日

兵庫県洲本市金屋一一八〇番地一五

相続財産管理人　司法書士　山下　富弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市清武町加納乙五八一番地、最後の住所広島県福山市大門町四丁目一七番一五号　被相続人　亡　山本　義雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十三日

広島県福山市大門町三丁目三七番三三号

相続財産管理人　多田　光地

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市本町二丁目九番、最後の住所山口県下関市本町二丁目九番二八―五〇二号　被相続人　亡　神村　一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十三日

山口県下関市細江新町三番四五号

相続財産管理人　米谷　盛人

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成23年3月23日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社マルモ　②三重県知事(1)2962　③代表取締役　藤井芳則　④三重県鈴鹿市神戸1丁目12番30号　⑤1000万円　⑥三重県知事　⑦三重県鈴鹿市神戸1丁目12番8号　代表取締役　藤井芳則

①財団法人宇和町住宅協会　②愛媛県知事(9)2336　③理事長　三好幹二　④愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地　⑤1000万円　⑥愛媛県知事　⑦愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地　財団法人宇和町住宅協会　理事長　三好幹二

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第4項の規定により次のとおり公告します。

社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の8第1項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に同法施行規則第26条の5第1項に規定する認証申出書3通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成23年3月23日

東京都千代田区紀尾井町3番30号

社団法人不動産保証協会

記

年番	度号	商号又は名称	免許証番号	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平22不保1242		株式会社プラシオフィス二十一	北海道知事石狩(2)6722	北海道札幌市中央区北2条東9―11―9	1000万円
平22不保1243		北央興栄株式会社	北海道知事胆振(4)758	北海道苫小牧市本幸町1―1―1	〃

				代表取締役 濱田悟	
				代表取締役 菅原司	

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市大工一丁目三六番地、最後の住所宮崎県宮崎市鶴島三丁目一二四番地　被相続人　亡　藤﨑　順子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十三日

宮崎県宮崎市宮田町一一番二四号黒木ビル二階黒木昭秀法律事務所

相続財産管理人　黒木　昭秀